

平成19年（行ウ）第32号設楽ダム公金支出差止等請求事件 次回期日12月26日

原告 市野和夫 外167名

被告 愛知県知事 外1名

第 3 準 備 書 面

平成19年10月26日

名古屋地方裁判所

民事第9部 御中

原告ら代理人	弁護士	在	間	正	史
同	弁護士	原	田	彰	好
同	弁護士	竹	内	裕	詞
同	弁護士	樽	井	直	樹
同	弁護士	白	川	秀	之
同	弁護士	濱	鳶	将	周
同	弁護士	魚	住	昭	三
同	弁護士	石	和	康	宏
同	弁護士	笠	原	一	浩

同 弁護士 籠 橋 隆 明

原告ら復代理人 弁護士 吉 江 仁 子

同 弁護士 若 山 哲 史

第1準備書面第3・5（p8）の「4項において」について（釈明）

「3項のよって書き」の誤記である。この部分を含む段落を以下のように訂正する（下線部分が訂正部分）。

しかし、利水安全度向上に係る容量は、貯水容量のうちの利水容量中の「流水正常機能維持容量6000万m³」に属するものであって、その具体的容量は示されていない。本件住民監査請求では、住民監査請求書において、流水正常機能維持容量6000万m³は1項の表中に明記されており、3項のよって書きにおいて設楽ダムの各容量に関して発生する愛知県の費用負担金につき、その支出の差止を求めている。流水正常機能維持容量に含まれている豊川用水の利水安全度向上に係る費用負担金の支出差止を本件住民監査請求で求めているのである。